

(外国籍の方は、受講申込の際に確認の上、記名押印して提出してください)

## 外国籍の方の受講に関する確約書

外国籍の方の受講につきましては、厚生労働省通達「平成24年10月10日 基発1010第4号 外国人労働者に対する技能講習の実施について」で定められているとおりでありますが、鹿角建設機械教習センターでは、下記について確約できる方のみ受講可能といたします。

### 記

- (1) 日本語の読み書きが可能であること。
- (2) 専門的知識が理解できること。
- (3) 実際の講習の際、講師の判断において日本語での意思疎通が困難であり、講習続行が不可能だと判断した場合は、その時点で技能講習の受講は中止となることを承諾できること。
- (4) 受講が中止された場合、修了証の発行および受講料の返金はされないことを承諾できること。

上記(1)から(4)のいずれにも該当することを確認のうえ確約します。

年 月 日

(あて先) 鹿角建設機械教習センター

住 所

---

申込者氏名

印

---